

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（2件）

所管課（室）名
道 路 維 持 課
〃

◎ 公 告

- ・土地改良区の役員の退任

農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 深堀三和線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市深堀町6丁目429番1地先から 長崎市深堀町6丁目551番1地先まで	前	9.8~42.0	98.3	
	後	11.8~42.0	98.3	

長崎県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 深堀三和線	長崎市深堀町6丁目433番地先から 長崎市深堀町6丁目551番1地先まで	令和8年1月6日

長崎県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早多良岳線	諫早市白木峰町1109番123地先から 諫早市白木峰町1109番115地先まで	令和8年1月6日

公 告

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、指方土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和8年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

退任役員 監事	
氏名	住所
山口正昭	佐世保市有福町4168-19

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話直通表
(八九二五四)

二一一一四一

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社寺田弘印
弥ト